

離婚にともなう手続きについて

主な手続として次のようなものがあります。

✓	項 目	手 続	必要なもの	お問合せ先
☐	戸 籍	○話し合いによる離婚の場合は、本人（夫・妻）のほかに証人（成人2人）の署名が必要です。 ○離婚届によって戸籍に記載されます。 ○本籍地や住所が福山市以外の場合は、該当市区町村へ通知をしますので、戸籍や住民票への記載に日数がかかります。	☐本人確認書類 ☐夫・妻それぞれの印鑑（押印は任意）	市民課 928-1058 本庁1階
		○離婚届は、夫婦に関する届出になるため、子どもの戸籍は異動しません。子どもを離婚後の母（父）の戸籍に入れるためには、別に届け出が必要です。		
☐	住 民 票	○住所や世帯主を変更した場合は、住民異動届が必要です。 ◆代理人が届出される場合は、委任状が必要です。	☐在留カード ・特別永住者証明書 ☐本人確認書類	
		○住民票に旧氏の記載を希望される場合は、別途、申請をしてください。	☐旧氏から現在の氏につながるまでの全ての戸籍謄（抄）本・除籍謄（抄）本等 ☐本人確認書類	
☐	印 鑑 登 録	○氏が変わり、氏のみやフルネームの印など登録印に変更前の氏が含まれている場合は、登録を抹消します。印鑑登録が必要な場合は、新たに登録申請をしてください。 ◆氏の変更がない場合は、手続は必要ありません。（印鑑登録証はそのまま使用できます。） ◆旧氏での印鑑登録が必要な場合は、住民票の旧氏記載手続後に新たに申請してください。	☐登録する印鑑 ☐本人確認書類	
☐	マイナンバーカード 住 基 カ ー ド	○名前・住所が変わる場合は、券面記載事項変更の手続をしてください。変更後の名前・住所を記載します。 ○名前・住所などが変わる場合は、署名用電子証明書は失効します。署名用電子証明書が必要な人は、改めて交付申請をしてください。	☐マイナンバーカード ・住基カード	保険年金課 資格課担当 928-1055 本庁1階
☐	登録型本人通知制度	○登録をしている人の名前や本籍が変わる場合は、変更の届出が必要です。	☐ 本人確認書類	
☐	国 民 健 康 保 険	○名前、住所が変わる場合は、変更後の資格確認書などを交付します。 ○市の国保から他の健康保険に加入した場合は、資格喪失の届出が必要となるため、新たな保険者から発行された資格取得証明書、資格確認書または資格情報のお知らせをお持ちください。 ○他の健康保険から市の国保に加入する場合は、「資格喪失証明書」が必要です。	☐国民健康保険資格確認書 など ☐新たな保険者から発行された資格取得証明書、資格確認書または資格情報のお知らせ ☐資格喪失証明書 ☐本人確認書類 ☐世帯主と届出に該当する人のマイナンバー	保険年金課 年金担当 928-1052 本庁1階
☐	国 民 年 金	○国民年金保険料の納付書はそのままお使いください。 ○口座振替・クレジット納付は名義変更した場合は手続が必要です。	☐本人確認書類 ☐基礎年金番号がわかるもの ☐マイナンバー	
		○第3号被保険者の人は、第1号被保険者への種別変更手続が必要です。 ◆扶養から外れた日と離婚日のうち、早い方の日付で第1号被保険者となります。 ○第2号被保険者の人は、勤務先で手続をしてください。 ○離婚後の年金分割については福山年金事務所でご相談ください。	【口座振替】 ☐口座がわかるもの ☐お届け印 【クレジット納付】 ☐クレジットカード ☐扶養から外れたことが分かるもの（資格喪失証明書等）又は離婚したことが分かるもの（戸籍謄本）	
☐	後 期 高 齢 者 医 療 制 度	○名前などの変更手続が必要です。 ◆新しい名前や住所の資格確認書などは、後日郵送します。	☐ 後期高齢者医療資格確認書 など	保険年金課 後期高齢者医療担当 928-1411 本庁1階
☐	介 護 保 険	○手続は必要ありません。 ◆新しい名前の被保険者証・負担割合証は、後日郵送します。	☐ 介護保険被保険者証 など	介護保険課 928-1180 本庁3階

裏面あり⇒

☒	項 目	手 続	必要なもの	お問合せ先
☐	児 童 手 当	○受給者の名前が変更になる場合、受給者が変更になる場合は、手続きが必要です。 ○婚姻関係に変更があった場合は、手続きが必要です。	☐ 請求者名義の預金通帳 ☐ 請求者のマイナンバー ☐ 本人確認書類 など	ネウボラ推進課 928-1070 本庁7階
☐	児 童 扶 養 手 当	■事前にご相談ください。 ○父母の離婚、父または母の死亡・拘禁・遺棄などにより、父または母のいない児童及び父または母が一定の障がいの状態にある児童を養育している人に支給されます。 ◆所得制限などがあります。	☐ 請求者名義の預金通帳 ☐ 戸籍謄本 ☐ 基礎年金番号がわかるもの ☐ 本人確認書類 ☐ マイナンバー など	
☐	子 ど も	○受給者・保護者の名前が変更になった場合、保護者を変更する場合などは、手続きが必要です。	☐ 受給者証 ☐ 本人確認書類 など	
☐	ひとり親家庭等	○健康保険が変更になる場合も手続きが必要ですが、新しい健康保険の資格情報を証明するものが届いてからの手続となります。	☐ 受給者証 ☐ 本人確認書類 ☐ 新しい健康保険の資格確認書 など	
☐	特 定 医 療 費 (指 定 難 病)	■事前にご相談ください。 ○18歳到達後最初の3月31日までの間にある児童を現に扶養している配偶者のない人とその児童など一定の要件に該当する場合に、保険診療による医療費の一部を助成します。 ◆本人及び扶養義務者の所得制限があります。	☐ マイナンバー ☐ 場合により所得課税証明書 ☐ 場合により戸籍謄本 ☐ 本人確認書類 ☐ 健康保険の資格確認書 など	保健予防課 928-1127 福山すこやかセンター4階
☐	小 児 慢 性 疾 病	○名前・住所・健康保険などが変更になる場合は、手続きが必要です。	☐ 受給者証 ☐ 新しい健康保険の資格確認書 ☐ マイナンバー など	
☐	重 度 心 身 障 が い 者	○受給者・配偶者・扶養義務者の名前・受給者の住所が変更になった場合、配偶者・扶養義務者を変更する場合などは、手続きが必要です。	☐ 受給者証 ☐ マイナンバー など	障がい福祉課 928-1063 FAX 928-1730 本庁1階
☐	自 立 支 援 (育 成 ・ 更 生 ・ 精 神 通 院)	○健康保険が変更になる場合も手続きが必要ですが、新しい健康保険の資格情報を証明するものが届いてからの手続となります。	☐ 受給者証 ☐ マイナンバー ☐ 新しい健康保険の資格確認書 など	
☐	身 体 障 が い 者 手 帳 療 育 手 帳 精 神 障 が い 者 保 健 福 祉 手 帳	○名前・住所が変更になる場合は、手続きが必要です。	☐ 受給者証 ☐ マイナンバー ☐ 新しい健康保険の資格確認書 など	
☐	障がい福祉サービス等	○名前・住所・婚姻関係・障がい児の世帯構成員が変更になる場合は、手続きが必要です。	☐ 各受給者証 ☐ マイナンバー など	障がい福祉課 928-1208 FAX 928-1730 本庁1階
☐	被 爆 者 健 康 手 帳	○名前・住所が変更になる場合は、手続きが必要です。	☐ 被爆者健康手帳 ☐ 手当証書 など	福祉総務課 928-1045 本庁3階
☐	保 育 所 等	○保育所などの保育料が変更になる場合がありますので、手続きが必要です。	☐ 離婚日及び児童の親権者のわかる戸籍謄本のコピー	保育施設課 928-1047 本庁7階
☐	小・中・義務教育学校	○親権者を保護者登録するため、手続きが必要です。 ◆学校内での児童生徒の名前の呼び方について希望がある場合は、学校へご相談ください。		学事課 928-1169 本庁13階
☐	上 下 水 道	○使用者の名前が変更になる場合は、手続きが必要です。 ◆電話または福山市ホームページからでも手続ができます。 ○井戸水をお使いの方、集落排水処理施設をお使いの方は、世帯人数変更の申請書が必要ですのでお尋ねください。		ふくやま上下水道料金センター 928-1514 上下水道局
☐	し 尿 く み と り	○くみとり異動届（人員変更または世帯主変更）が必要になる場合があります。		廃棄物対策課 928-1074 本庁8階

➤窓口にお越しの際は、本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証など官公署が発行した書類、資格確認書など）をお持ちください。

市民課でお渡しするもの	☐ 住民票 ☐ 戸籍証明(/ ・ :)	市民課 928-1058 本庁1階
	☐ 国民健康保険資格確認書など ☐ その他()	